

平成 28 年 7 月 28 日

「違法中国製品の輸入差し止め」に関する記事について

保土谷化学工業株式会社

平成 28 年 7 月 25 日（月）付け日本経済新聞に掲載された当社の「特許権を侵害輸入差し止め
化学品巡り税関」の記事について、現時点における事実及び経緯は下記の通りです。

1. 当社対象特許

| | |
|-----------|--|
| 【特許番号】 | 特許第 4 6 2 7 3 6 7 号 |
| 【出願日】 | 2000 年 11 月 30 日 |
| 【登録日】 | 2010 年 12 月 7 日 |
| 【発明の名称】 | 電荷制御剤及びそれを用いた静電荷像現像用トナー |
| 【本件特許の特徴】 | 静電荷像現像用トナーの原材料である電荷制御剤（Charge Control Agent）をイオン交換水に分散させたときの電気伝導度を基準値以下にすることにより、当該トナーは、安定した画像濃度を 得ることができ、環境安定性に優れている。 |
| 【当社製品】 | T-77 |

2. 当社特許侵害品

中国湖北鼎龙化学股份有限公司（Hubei Dinglong Chemical Co., Ltd.）製 電荷制御剤（「N33」ないし「DL-N33」）

3. 経緯

- ・「DL-N33」が国内に輸入されているという情報を取得。
- ・2015 年 3 月 23 日 当社は、東京税関に輸入差止申立て。
- ・2015 年 9 月 2 日 東京税関は、輸入差止申立受理処分を決定。
- ・2016 年 2 月 19 日 大阪税関南港出張所長は、「DL-N33 400kg」の
輸入申告があったため、認定手続（※）を開始。
- ・2016 年 5 月 2 日 大阪税関南港出張所長は、当該輸入申告品が当社特許侵害品で
あると認定し、輸入差し止めを決定（化学品の輸入差し止めは、
日本初）。

(※) 認定手続とは、税関長が侵害疑義貨物を発見した場合に、当該貨物が知的財産を侵害する物品に該当するか否かを認定する手続をいいます。

以上